

横浜総合事務所グループ

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／有限会社FMIコンサルティング／株式会社横浜総合フィナンシャル

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成24年3月15日(木)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 52,500円 関与先割引 26,250円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第14回「すべて見せます！横総の経営計画書！～今年のテーマは[本気！元気！]～」

講師：税理士法人 横浜総合事務所 代表社員 泉 敬介

日時：平成24年3月14日(水)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 3,000円

★ “組織活性化プログラム” 経営革新実践セミナー

組織をモチベーションが高く筋肉質の「強い組織」に変える3ヶ月プログラム！

主催：株式会社経営支援センター&株式会社横浜総合マネジメント

日時：日程調整中 ※別途ご案内をさせていただきます

場所：横浜・関内周辺セミナールーム

募集：参加費 750,000円（1社5名まで参加）

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

企業再生・承継コンサルタント協同組合、(株)FPG、(株)経営改善支援センター

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、BDO 税理士法人

(株)日本エスクロー信託、(株)TSUNAMI ネットワークパートナーズ(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

横浜総合事務所グループ／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります

横浜総合
事務所
グループ

Energize

私たちはお客様の **“元気”** をサポートします！

(vol.258) 2012年 2月

横浜総合事務所グループ

“execution 2013-35、30”

ライフプラン... は経営計画に通ずる

突然ですが、自宅を隣の棟に引っ越します。現在は公団の4LDKの賃貸マンションに住んでいますが、昨年の暮れに下の娘も家を出て家内と二人暮らしになり娘二人の部屋は物置と化し無駄で非効率な空間が増えたので、家内と二人で暮らしやすい間取りの1LDKの部屋に引っ越すことになりました。

振り返ってみると... 結婚して最初に住んだのは家賃6万7千円の汚くて狭い木造アパートでした。エアコンも無く、風呂場は二階から水漏れがして、夏になるとクイムシが出て柱は穴だらけ... でも、希望や夢に溢れた私と家内の原点のような場所でもありました。そして、上の娘が小学校に入る前年、なぜか「家を買わなくちゃ」と思い立ち、頭金も何もないのに無理をしてオーバーローンを組んでバブル最盛期に建った70㎡ほどのマンションを買いましたが、バブルの名残りの時代、7千万円のローンは6%超の金利、毎月約30万円のローンを35年間も支払うというとんでもないものだったと記憶しています。

その後FPの勉強をして最初に考えたのが、「自由に生きる」という自分の人生理念とそれに沿ったライフプランでした。「自由に生きるために固定資産と借金を持たず金融資産を重視する。家は家族構成に合わせて借り替える。娘たちは社会人になったら独立させる。60歳までには事業承継する」と決めました...

方針を決めて6年住んだマイホームを3千万円で売却し、必死で繰り上げ償還したローン残高を完済するために預貯金のすべてを取り崩し、40歳で資産ゼロの新たなスタートでした(笑)でも、マイホームを売って150㎡ほどあるテラスハウスに移った時には、同じ30万円という家賃にも関わらず無借金の開放感にタメ息が出るほど嬉しかったのを思い出します。お気楽O型の家内も「家が汚れるたびにヒヤヒヤしたけど、これからは汚れたら引っ越せばいいよね」などとノーマルな事を言って皆を笑わせ、だだっ広い家は娘たちが駆け回る絶好の遊び場となり、家族で楽しく濃密な子育ての時期を過ごしました。

そして上の娘の私立高校への進学が決まった日に、家内から「学費が大変なので引っ越します」と宣言があり、家賃が半分程の現在の95㎡ほどの公団マンションに引っ越しました。それから約10年... 娘たちは方針通りに独立して家を出て我が家は二人暮らしに戻りました。家族構成に合わせて住み替えるというコンセプト通りに広いリビングとゆったりした寝室のある85㎡の1LDKに引っ越して家内と二人の新しい暮らしが始まります。子育て時代に溜まった沢山の荷物をすべて捨てて身軽になって自由になって、人生の後半戦を戦おうと思います。そしていつの日か8年前に長野の森の中に建てた私たち夫婦の「終の棲家」に戻って人生の最後の日々を自然と一緒に暮らしていこうと思います。それが私たち夫婦のライフプランです。

ファイナンシャルプランとは、自分の人生理念(人生で何を優先するのか)や子育て方針、教育方針、居住方針、仕事方針、財務方針等々を決めて、それを実現するためにお金のプランを立てることを言います。方針を明確にしないまま「お金」のことを考えても、その場の感情や場当たりの損得、他人の常識や意見に左右されて一貫しないブレた人生を送ることになってしまいます。

経営もまったく一緒です... 何をもって世の中に貢献するのかという自社の「ミッション」を明確にして、ミッションから逆算したあるべき姿と現状のギャップを課題化し明確化し各種方針を決め、解決しながら価値化していく一連のプロセスを「経営」と言います。自社のミッションや方針を決めないままに商売で儲けることを考えるのは、自分がどんな人生を送りたいかを明確にしないまま財テクに夢中になるのと同じです。それが「経営」と「商売」の違いなのです。儲けることは、それだけでは経営の目的にはなり得ません。

今月のワンポイント！ (担当: 深町)

◆ 平成23年税制改正積み残し法と震災復興財源確保法について Part2

昨年6月、国会に上程したままであった平成23年税制改正案の積み残し法が修正の上、昨年11月30日に成立し、12月2日に公布されました。また、同時に震災復興財源確保法も成立・公布されました。前回に引き続き、H23年で成立した事項のうち個人所得課税関係及び国税通則法関係の改正で実務上重要と思われるものを概説します。

● 個人所得課税関係の改正内容

① 復興特別所得税の創設

震災の復興財源を確保するため「復興特別所得税」として、平成25年分から平成49年分までの25年間について、**基準所得税額(※)**に対し、**2.1%の上乗せ課税**が導入されることになります。

※ 基準所得税額

居住者・・・すべての所得に対する所得税額

内国法人・・・利子及び配当等に対する所得税額

非居住者・外国法人・・・国内源泉所得のうち利子及び配当等に対する所得税額

なお、所得税の予定納税が必要な者は、予定納税額に係る復興特別所得税の額をその予定納税額に合わせて納付する必要があります。

また、給与等について年末調整をする事業者等は、復興特別所得税についても年末調整を行わなければならないこととなります。

② その他の復興増税関係(個人住民税)

①と同様に復興財源の確保のため、個人住民税の**均等割の標準税率**について、道府県民税(1,000円)と市町村民税(3,000円)にそれぞれ**500円を加算**することとされました。**平成26年から平成35年までの10年間**について適用されます。

③ 事業所得者等の帳簿記載保存義務の強化

その年の前々年の所得金額が300万円以下である者について、新たに記帳義務や記録保存義務が課せられることとなりました。これまでの税制では、所得金額が300万円超の事業所得者等を除き、記帳義務や記録保存義務は課せられていませんでしたが、今回の改正でその裾野が広がることとなります。なお、この改正は、平成26年1月1日から適用されます。

④ 個人住民税における退職所得の10%税額控除の廃止

退職所得に係る個人住民税において昭和42年から長きに渡り講じられてきた、**10%税額控除の措置が廃止**されることとなりました。この改正は、**平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等**から適用されます。

● 個人所得課税関係の改正内容

① 更正の請求の期間延長

確定申告書を提出した後に課税庁に税額の訂正を求める手続である**更正の請求の手続可能期間が大幅に延長され、原則5年**(改正前は1年)とされました。一方で、課税庁側が行う更正決定の期間制限も5年とされました。

この改正は、**平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税**について適用されます。なお、更正の請求については手続期間延長の他に、請求可能範囲の拡充などの緩和措置も講じられています。

その他税法等についての詳しい確認については、ぜひ担当者までご連絡下さい。

今月の一言・・・“良薬は口に苦し”

世の中で起こることはすべて必然である。
世の中に存在するものはすべて必要である。
そして、すべては自分の選択である。

マイ・ノートの1ページ目に書いてある、私の「生き方に対する人生理念」の基盤となる言葉です。この言葉を胸の中で唱えた瞬間に、すべての悩みや苦しみは一瞬にして解決し、心から安らかで自信に溢れる落ち着いた自分に戻る事ができます。感謝です。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言... (vol. 46)

★ 確定申告の時期がやってきました。去年は震災に絡んだ寄附をなさった方も多いのではないのでしょうか。震災に対する寄附金は、所定の相手に所定の方法で寄附をした場合、その証明書があれば寄附金控除の適用を受けることができます。控除目当てで寄附をしたのではないことは重々承知していますが、受けられる控除は受けてください。その他にも震災により生活に通常必要な住宅や家具等に損害を受けた場合、その損害が一定の金額以上であれば雑損控除の対象となります。思い当たる方は確認をしてみてください。(KARINO)

★ 受験勉強以来、英語にアレルギーを持ってきましたが、この頃は急に国際化されていくことを感じます。お客様にお伺いしてもスイスの税制の話になったかと思えば、調査でドイツ語の書類が問題になったり、次はイギリスの話がきたかと思えば、シンガポールの話になったり。特にここ数ヶ月は国際色が豊かで、もう英語が苦手だと言っている場合ではないのだと痛感しました。本当は英語だけでは足りないのですが、少しは勉強して、「英語が通じて良かった」と言えるようになりたいと思います。(YAMAMOTO)

★ 今年の経営支援チームの目標の一つとして、目標管理の徹底を推進しています。あるべき姿へ到達するためには、そのプロセス管理をすることが重要であり、進捗状況を検証する中から、次の一手が生まれてくるとの考えから、メンバーと情報共有・進捗管理を確認しています。その一環として、毎朝チーム内でスケジュールを確認するだけでなく、一日の目標を発表することにしました。『千里の道も一歩から』。一日一日の達成管理と成功体験の積み重ねこそ、大きな目標への近道になると信じます。(TOCHIKURA)

★ 前後賞合わせて5億円の東北大震災復興支援のグリーンジャンボ宝くじが発売になりました。宝くじは収益金の半分しか賞金に充てられず、多くが天下りの職員の給与に充てられる... というテレビ報道を聞いてからは「腹が立つから、もう絶対に宝くじは買わないよ」と言っていた家内が急にソワソワし出しました(笑) 独り言のように「もし売り場の前を通ったら、ちょっと買ってみようかな」などと言いつつ聞いています。そこで、「俺も横浜に出たついでに買ってみようかな」とカマをかけてみると... 「そうだね！買ってみよう。父さんは5億円当たったらどうする?」「そうだな～使いきれないから半分はカンボジアかネパールに孤児院を建てるのに寄付しようかな」「エッ... 他人に寄付するなら半分は私に寄付しなよ」「いいよ。半分寄付して、残りの半分母さんに渡して、残りは老後のために貯金するよ」「何でさ！まず私に半分ちょうだいよ。寄付したいなら自分の分からすればいいじゃん」「そっそっそれって四分の一じゃ嫌だから半分よこせてこと... ずいぶん欲張るね」「うるさいな～！私に先に半分くれないなら、もう今日は夕食作らないからね！このケチジジイ」。 断言します！この低レベルの言い争いが続く我が家には、5億円の宝くじなんて福の神がやってくることは絶対ないと思います(涙) (IZUMI)

★ 相続税の負担軽減対策 ～第一回：生前贈与の活用～

今回から三回に分けて、相続税の負担軽減対策について考えていきたいと思います。

■ 相続税の税率確認と贈与税との比較

税率	<相続税の速算表>			<贈与税の速算表>		
	法定相続分に対する取得金額	税率	控除額	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
	1,000万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—
	1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円	200万円超～300万円以下	15%	10万円
	3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円	300万円超～400万円以下	20%	25万円
	5,000万円超～1億円以下	30%	700万円	400万円超～600万円以下	30%	65万円
	1億円超～3億円以下	40%	1,700万円	600万円超～1,000万円以下	40%	125万円
	3億円超	50%	4,700万円	1,000万円超	50%	225万円

相続税も贈与税も、課税される財産が多くなるほど、税率が高くなる累進課税方式です。

両方とも最高税率は、50%となっていますが、贈与税の方が税率アップ率が高く基礎控除額も低いため、税負担が重くなりますが、贈与税には贈与税の配偶者控除（住宅取得資金としての贈与の場合に最高で2,000万円まで）等の優遇があります。

また、毎年少しずつ財産を贈与していくときは、贈与税の方が負担が軽くなる傾向があります。

生前に贈与によって資産を移転させておくことにより、相続税の対象となる資産を減少させる効果もあるため、相続税が発生する資産をお持ちの方には対策の検討が必要不可欠です。

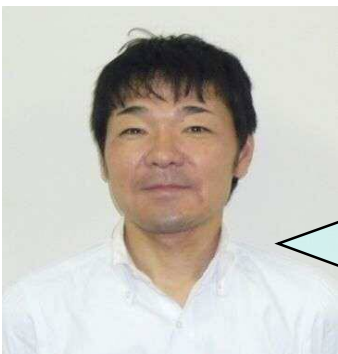
対策として早期から生前贈与を活用し長く続けることが出来れば税負担を極力抑えることも可能です。

■ 生前贈与活用のポイント

- ・ 相続開始前3年以内の被相続人からの贈与は被相続人の相続税の計算の際に相続財産として加算されてしまうため、生前贈与は出来るだけ早く、そして長く続けることで効果が大きくなっていきます。
- ・ 相続人（配偶者や子どもたち）が複数人以上いる場合は、その相続人ごとに生前贈与を活用できるため効果が増します。
- ・ 贈与する人を指定するため、被相続人の意向を反映した財産の分割が可能です。

相続税対策はもちろんですが、財産の分割対策としても非常に有効であるため、たとえば後継者様に自社株を譲る等の対策として検討されてはいかがでしょうか？

今回は相続税の納税対策としての生命保険金の活用について紹介いたします。



㈱横浜総合フィナンシャルの西尾です！

対策を実施せずに相続税が発生した場合、納税のための資金に困るケースがあります。事前にシュミレーションを行い、納税資金も考慮した対策として生前贈与を活用してみتهいかがでしょうか？

何なりとご相談ください。

★ 銀行取引のポイント！ <第四回>

第四回は、「金融機関種類別の銀行取引のポイント」の第三回目「信用金庫」についてです。

● 信用金庫？

信用金庫はその地域の中小企業に特化した金融業務を行っていますから、大きな設備投資よりも日々の運転資金の調達をメインに考えればよいと思います。都銀や地銀に比べると資金量は少なめのため一般的には融資残高は1億円を越えない程度が多いと思われます。もちろん、与信や担保の有無によってはその額を越える場合も多々見受けられます。金融機関は個々の融資に対して引当金を積みなければなりませんので不良債権が多くなると経営に支障が生ずることとなります。したがって信金の場合には、代位弁済により不良債権を解消できるよう可能な限り保証協会付融資を要求することになります。その代わりに地域に根ざして会社情報も豊富なため融資条件については柔軟な対応をしてくれます。

● 信用金庫の特徴

① 審査は比較的早い

各支店長に権限が移譲されているため融資審査は比較的早く、通常一週間程度で答えが出る。
また、ダメと言われても「ではどうしたら良いか？」と諦めずに交渉すれば可能な場合が多い。

② 追加融資には柔軟に対応する

地域の会社と長い融資関係を望んでいるので、都銀や地銀と異なり苦しいときにも可能な範囲で話を聴いてくれることが多い。基本は「税金完納、債務超過なし」が全体だが税務署の承認を得た納税金支払計画や債務超過の改善事業計画等になり相談に乗ってもらえる場合もある。

③ 同一法人と長い付き合いを望む

地域の会社との長い融資関係を望んでいるため、関係を切らずに一定の借入や返済関係を続けることも必要。最後に助けてくれるのは信用金庫だけです？

④ 借入金返済条件の変更には柔軟

事務的に処理される都銀、地銀と違い、その会社の情報が多く保証協会付融資が多いので条件変更には比較的柔軟に対応してくれる（代位弁済になると金利収入がなくなるので）。

⑤ 大口融資には慎重

資金量に限りがあるため大口融資（5千万円以上等）については必ず担保や保証協会付を要求し、債務不履行の場合には担保を競売にかける。大口の融資の場合には担保なしで都銀、地銀と交渉するのが原則。

⑥ 初回取引は1千万円以下が多い

会社の状況が分からない最初の融資は1千万円程度が限度となる場合が多い。
既に都銀との取引実績があったり、与信が高くなれば多額な融資も可能になる。

⑦ プロパー融資には慎重

現在の経済状況では信金のプロパー融資は20%に満たず、保証協会に頼っている状況。
倒産、不良債権続出の状況では政府が手を引けば信金の大部分は生き残れる可能性はない。

● 信用金庫の利用のポイント

- ① 短期の運転資金として利用する
- ② 定期積金をする
- ③ 売上代金の入金口座とする
- ④ 細かく借入し、本数が多くなったら一本化する